

大分県CLT等利用促進協議会規約

<名 称>

第1条 この会は、大分県CLT等利用促進協議会（以下「協議会」という）という。

<定 義>

第2条 CLT等とは、CLTを始めとする、木材の利用拡大に資する新たな木質材料及び工法をいう。

<目 的>

第3条 協議会は、新たな構造用建築資材・工法として木材の需要拡大に寄与することが期待されるCLT等についての理解を深めるとともに、CLT等の利用に係る先導的な事業に産官学連携して取り組むことで、CLT等の普及を促進し、大分県内の豊富な森林資源の循環利用と林業・木材産業及び建築産業の振興に資することを目的とする。

<事 業>

第4条 協議会は、第3条に規定する目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) CLT等の普及に関すること
- (2) CLT等の製造や利用に係る調査研究に関すること
- (3) CLT等の原材料の供給体制の構築に関すること
- (4) CLT等の利用に係る技術者等の育成に関すること
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

<会 員>

第5条 協議会は、会員をもって構成し、新たな会員の加入等は会長が承認する。

2 会員は、協議会の目的に賛同する以下の者とする。

- (1) 建築・建設関連の団体及び事業者
- (2) 林業・木材関連の団体及び事業者
- (3) 大学等研究機関
- (4) 地方公共団体
- (5) その他、協議会が認める者

<役 員>

第6条 協議会には、会長1名、副会長4名、監事2名以内を置く。

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から互選により選任する。

<役員の仕事>

第7条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

<役員の仕事>

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長及び副会長に欠員が生じたときは、会員の中から総会で選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者が役員として任に当たる。

<役員の仕事>

第9条 役員の仕事は、無給とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

<会 議>

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会とする。

<総 会>

第11条 総会は、毎年度1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

2 総会は、協議会の活動に関する重要事項について審議し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 規約の制定及び改正に関すること

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 総会には、代理出席を認める。

5 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合はあらかじめ会長が指名する副会長が議長となる。

6 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<幹事会>

第12条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事は、会長が選任する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選任する。

4 幹事会は、会長が招集する。

5 幹事長は、事業の推進に必要な者を招へいし、意見を聞くことができる。

6 幹事会においては、幹事長が議長となる。ただし、幹事長が欠席の場合は、副幹事長が議長となる。

7 協議会の事業運営につき、幹事会において、次に掲げる事項を決定し、又は遂行する。

(1) 第4条に規定する事業の運営のための具体的方針の決定に関する事

(2) 研修会及びシンポジウムなどに関する事

(3) 総会に付議すべき事

(4) 事務局に関する事

(5) 前各号のほか、幹事会において必要と認めた事

<アドバイザー>

第13条 協議会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、協議会が行う事業について、技術的な助言を行う。

3 アドバイザーは、会長が招へいする。

<事業年度>

第14条 協議会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<経費>

第15条 協議会の事業を行うために必要な経費は、補助金やその他の収入をもって充てる。

2 事業の遂行に必要があり、前項の経費で不足する場合には、負担金を徴収することができる。

<事務局>

第16条 協議会の業務を執行するため、大分県木材協同組合連合会内に事務局を置く。

2 事務局の職務は、協議会の事業の企画調整及び経理事務とする。

3 事務局長は、大分県木材協同組合連合会専務理事を充て、企画調整の責任を有する。

附則

(1) この規約は、協議会の設立の日から施行する。

(2) 協議会の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成27年3月31日までとする。